

(照会先)

社会保険庁運営部年金保険課国民年金事業室

室長補佐 唐川 照史 (内線3663)

中澤 昭博 (内線3663)

電話(代表) 03-5253-1111

(直通) 03-3595-2810

平成18年7月31日

社会保険庁

平成18年度に実施する国民年金保険料収納事業に係る
市場化テスト(モデル事業)の実施に関する方針について

平成18年度に実施する国民年金保険料収納事業に係る市場化テスト(モデル事業)の
実施(平成18年10月実施分)に関する方針を、別添のとおり策定いたしました。
実施に関する方針の概要は、以下のとおり。

1 目的

国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、収納率の向上を図ること。

2 対象事業の範囲等

① 対象事業

未納者に対する国民年金保険料の納付督促業務、被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務、口座振替の獲得業務、記録の管理及び報告までを包括的に委託することとし、いかに効率的、効果的に実施するかという手段・手法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねるものとする。

② 対象社会保険事務所

弘前社会保険事務所(青森)、足立社会保険事務所(東京)、熱田社会保険事務所(愛知)、大阪社会保険事務局平野事務所(大阪)、宮崎社会保険事務所(宮崎)

③ 契約期間

平成18年10月から平成19年9月末までとする。

国民年金保険料の収納事業に係る市場化テスト(モデル事業)の実施に関する方針

1 目的

現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景に、国民年金保険料の未納者は多数(平成16年度納付率63.6%。平成16年度末時点で過去2年間未納である者420万人)存在しており、未納対策は喫緊の課題となっている。このような状況の下で、社会保険庁においては、平成19年度納付率を80%に回復させるべく、各社会保険事務局・事務所ごとに策定した行動計画に基づき、これら未納者に対する電話、戸別訪問、集合徴収等による納付督促を行うとともに、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、強制徴収を実施し、収納対策に取り組んでいるところである。

本事業は、「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」(平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議)に基づき、平成17年度に市場化テストのモデル事業として実施してきたところであるが、平成18年度においては、「規制改革・民間開放の推進に関する第二次答申(平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議)」に基づき、引き続き実施する。

実施に当たっては、従来社会保険庁が実施していた国民年金保険料の収納業務のうち、現行法の範囲内で民間事業者においても実施可能な範囲において、社会保険庁が行う場合と同等の条件の下、受託者の創意工夫やノウハウを活用すべく、免除対象者の選定業務や滞納処分における財産差押の決定・執行等引き続き社会保険庁が行う業務を除き、包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、収納の向上を図るとともに、当該業務の質及びコスト(当該業務に要する直接的な費用に加え間接的な費用を算入)に関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施することを目的とする。

市場化テスト(官民競争入札制度又は民間競争入札制度)とは、官と民又は民と民の間で透明・中立・公正な競争を促すことにより、国民にとってよりよい公共サービスを効率的に提供することを目指すものである。本モデル事業において社会保険庁は、自らは入札に参加せず、民間事業者間における透明・公正な競争入札を実施するものとする。

なお、官が自ら実施する事業と受託民間事業者のそれとの間で効率性の比較が可能となり、その結果競争的環境が創出されるよう、本実施方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。また、社会保険庁及び受託民間事業者が実施した本事業の結果について、適正な事業評価を定期的に行うこととする。

2 市場化テストの実施及び競争条件均一化措置等に関する基本的な考え方

- (1) 本事業の目的は、①民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる未納者からの保険料収納を促進するとともに、保険料の口座振替を促進し自主納付者への転換を図ること及び②当該事業の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実現すること、にある。
- (2) このため、受託者の創意工夫を最大限活用する観点から、業務の具体的な遂行の在り方や実現の手法は、入札参加者の提案と裁量に委ねられるものとする。また、受託者による業務の成果を評価し、対価の支払いを行う。
- (3) 官民間の透明・中立・公正な比較を実現する観点から、以下を実施する。
- ① 民間事業者が本事業を実施する場合には、社会保険庁が自ら実施する場合と同様に事業に必要な範囲で、施設、設備、情報等の提供を受けられることを原則とする。
 - ② 本事業を実施する社会保険事務所における当該事業の実績（サービス水準及び費用）について、客観的かつ可能な限り定量的な指標を用い、費用を構成する項目要素と費用を公表する。
 - ③ 社会保険庁及び受託者の本事業実施経費等に対する財政補助の有無並びにその内容等を明確化し、公表する。
 - ④ 受託者の選定に当たって応募した者の企画提案書の評価を行うため、ブロック単位に市場化テスト評価委員会を設置する。
 - ⑤ 社会保険庁及び規制改革・民間開放推進会議は、受託者に対して定期的にモニタリング等を行うものとし、規制改革・民間開放推進会議は、事業開始後における実績の評価等を行うこととする。

3 対象事業に関する事項

(1) 対象事業の範囲等

① 対象事業の対象社会保険事務所

対象事業の社会保険事務所は、次の5社会保険事務所とする。

- (ア) 弘前社会保険事務所（管轄区域：弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡及び北津軽郡）
- (イ) 足立社会保険事務所（管轄区域：足立区）
- (ウ) 熱田社会保険事務所（管轄区域：名古屋市のうち熱田区、中川区及び港区）
- (エ) 平野社会保険事務所（管轄区域：大阪市のうち東住吉区及び平野区）
- (オ) 宮崎社会保険事務所（管轄区域：宮崎市、日南市、宮崎郡、南那珂郡及び東諸県郡）

② 対象事業の範囲

以下（ア）から（エ）までの業務を包括的に委託することとし、いかに効率的、効果的に実践するかという手段・手法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねられる。また、受託者は事業の遂行過程において事業の環境の変化や地域における特殊事情等も勘案し、社会保険庁の承認を得た上で、手順等を変更できるものとする。

事業の遂行に必要となる人材、機材等は受託者自らの費用負担によりこれを準備する。また社会保険庁は、社会保険事務所において使用している情報端末、情報機器等について、受託者が業務を遂行するに当たって必要と判断される場合には無償にて提供する。業務の遂行に必要な情報の提供も無償とする。これらの利用の在り方の詳細は、実施要領に記載する。

受託者は事業の遂行過程において、現在の収納業務に係る課題、制度・規制等に係る障害等、事業遂行上改善すべき点を認知した場合には、積極的に随時、これを社会保険庁に提案するものとする。具体的な提案については、社会保険庁としてもこれを真摯に検討し、適用の可否を検証する。

（ア）未納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

社会保険事務所から提供される未納者情報に掲載されている者を対象とし、国民年金制度への理解を促し、保険料納付を勧奨し、納付に結びつける。

具体的な督促手段・手法については、現行法の範囲内で、受託者の提案する方法に委ねることとするが、業務を行うに当たって、単に未納保険料の収納だけでなく将来にわたり自主的な保険料納付に結びつけるよう制度そのものに対する理解の促進を図ることの重要性に留意することとする。

対象とする未納者は、対象とする地区の社会保険事務所管内の被保険者のうち1ヶ月分以上の保険料の未納があるもの（免除勧奨対象者及び当該社会保険事務所が委託契約期間中に強制徴収を行う予定の者を除く。）とし、委託契約期間中に新たに未納が発生した者（受託者の納付督促により一度納付した者が再度未納者となった場合も含む。）も対象に含めることとする。

なお、納付督促の過程において、年金制度の説明を行った上で、未納者が納付を拒絶（一部の拒絶を含む。）する意向を明らかにした場合には、その後の納付の勧奨を行わないものとし、後述（エ）の月次報告書に拒絶理由を記載のうえ報告することとする。なお、納付拒絶者として当該報告書に掲載された者については、強制徴収の手続きに乗せることを基本とする。また、免除制度や学生納付特例制度の該当者であると考えられる場合には、後述（エ）の月次報告書にその旨記載の上報告することとする。未納者情報の提供方法は、電子データによることを基本とし、その具体的な方法、頻度については、実施要領に記載する。

（イ）被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

未納者から保険料の納付の申し出を受けた場合に、国民年金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付に関する事務を行う。なお、受託事業者は、当該業

務を行うことができる者として、同条第1項第2号の社会保険庁長官の指定を受けるものとする。

納付受託業務については、国民年金法及び同法に基づく関係法令の規定によるものとする。

(ウ) 口座振替の獲得業務

提供する未納者情報に掲載されている者に対し、口座振替を勧奨し、口座振替納付者を増加させる。

(エ) 記録の管理及び報告

未納者ごとの納付督促の事跡及び納付受託の記録等を作成し、毎月提出するとともに、事業終了時には経費等事業実績の評価のため報告書を作成し遅滞なく提出する。

<参考1> 国民年金保険料収納事業の業務フロー

<参考2> 実施の際に留意すべき現行法規制

(2) 契約期間

平成18年10月から平成19年9月末までとする。

4 受託者選定に関する事項

(1) 受託者選定に関する基本的な事項

上記3(1)①に定める社会保険事務所ごとに総合評価の方法をもって、競争入札により、受託者を決定する。決定に当たっては、各ブロック評価委員会の意見を反映するものとする。なお、入札参加者は、1以上の対象社会保険事務所で入札に参加することができる。

企画提案書の評価基準は、「総合評価基準」(別添1)のとおりとする。

(2) 競争(入札)参加資格

競争(入札)の参加資格は、次のとおりとする。

- ① 平成16、17及び18年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一競争参加資格)「役務の提供等」を、弘前社会保険事務所は東北地域、足立社会保険事務所は関東甲信越地域、熱田社会保険事務所は東海・北陸地域、平野事務所は近畿地域、宮崎社会保険事務所は九州・沖縄地域において有する者であること。
- ② 当該事業を万全の体制で実施し、誠実に履行できること。
- ③ 国民年金制度に関して深い知識・経験を有する担当者を置き、必要な際に直ちに支援できる体制を整備できること。
- ④ 入札に参加する時点で法令に違反する事実がなく、かつ、委託事業を実施する時点で法令に違反しないことが確実であること。
- ⑤ 個人情報保護に係る取扱規程が整備されているなど、情報の適正な保護及び管理対策を実施できる体制が整備されていること。

- ⑥ 厚生年金保険・政府管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近2年間について保険料の未納がない者であること。なお、厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- ⑦ 当該業務に直接従事させる者については、直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者を充てることができる者であること。

(3) 受託者選定スケジュール

落札者選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

7月21日 官報公示

8月 8日～ 23日 地区説明会実施、質問受付・対応

8月28日～9月1日 企画書提出締切り・入札

(4) 審査結果等の公表

社会保険庁は、企画提案書の審査方法及び結果についてこれを公表するものとする。

5 事業実施に関する事項

(1) 対象事業に関する要求水準

受託者は、以下のとおり事業を行うことを目標とする。

① 未納者に対する国民年金保険料の納付督促業務及び納付受託業務

当該社会保険事務所において、委託期間中に収納した納付月数(過年度分を含む。ただし強制徴収によって納付されたものを除く。)が、同事務所の16年度の納付月数に16年度から17年度の同事務所を除く同一都府県内の他の事務所の納付月数の平均伸び率を乗じた数値を超えること。

(※)納付月数推計値には、現年度分保険料に加え過年度分保険料を含む。ただし、強制徴収によって納付されたものは除く。

<要求水準>

弘前社会保険事務所	足立社会保険事務所	熱田社会保険事務所	平野社会保険事務所	宮崎社会保険事務所
594, 245月	886, 426月	430, 855月	306, 652月	469, 335月

② 口座振替の獲得業務

当該社会保険事務所において、委託期間中に受託事業者が勧奨の上獲得した新規口座振替者数が、同事務所の16年度の新規獲得口座振替者数に16年度から17年度の同事務所を除く同一都府県内の他の事務所の新規口座振替者数の平均伸び率を乗じた数値を超えること。

<要求水準>

弘前社会保険事務所	足立社会保険事務所	熱田社会保険事務所	平野社会保険事務所	宮崎社会保険事務所
957件	363件	370件	54件	717件

<参考3> 対象社会保険事務所における事業実績

<参考4> 要求水準の算出方法

(2) 委託費の支給方法等

① 委託費

委託期間中に当該社会保険事務所が収納した納付月数が、同事務所における要求水準を超えることを基準として基本額を支給する。

また、受託期間中当該各社会保険事務所が収納した納付月数が、要求水準を超過した場合には、超過した納付月数1月につき、別途仕様書において示す額を乗じて得た額を成功報酬として支払うものとする(別添2参照)。

さらに、受託者が受託期間中に新規に獲得した口座振替者数が、同事務所における要求水準を超過した場合には、超過した口座振替者数1件につき、別途仕様書において示す額を乗じて得た額を成功報酬として支払うものとする。

② 委託費の支給方法

委託費の支給方法に係る基本的な考え方については、別添2のとおりとする。

なお、落札後速やかに、委託者と受託者とで協議の上決定し、契約書に定めることとする。

<参考5> 対象社会保険事務所における対象事業に要した費用等(過去2年間分)

(3) 受託者に提供する情報

受託者に対しては、未納者に係る情報を提供する。提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりであり、社会保険事務所において納付督促業務に従事している国民年金推進員に対して提供している情報と同範囲とする。

① 被保険者の基本情報(未納者の氏名、住所、生年月日など)

② 被保険者の国民年金に係る納付記録(過去3年間の保険料納付状況、加入記録など)

③ 被保険者に対する督促の事蹟

情報は、電子媒体により定期的に提供するほか、事業に必要な範囲内で社会保険オンラインシステムの使用を認めることにより提供を行う。また、社会保険庁が所有するその他の情報について受託者が提供を希望する場合は、受託者からの申し出に基づき、事業に必要な範囲で原則としてすべて提供する。

被保険者等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び「個人情報に係る業務の委託先の選定及び監督等の厳格化について」(平成17年2月25日庁文発第0225004)に基づき適切な管理を行うこと。

また、目的外の情報の閲覧を禁止するとともに、当該事業の遂行上知り得た一切の事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならないこと。

(4) その他の契約条件等

- ① 受託者は、業務上知り得た個人情報、国との契約に基づく国民年金保険料の収納事業以外の事業に使用してはならないこと。本事業において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、社会保険庁が定期又は不定期の検査を行う場合において、これに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順を明確にすること。
- ② 当該事業の実施に伴い、対象未納者との間でトラブルが発生した場合、その原因が受託者の側にあるときは、受託者が責任を持って適切に当該トラブルの処理を行うこととし、実施すべき事項及び手順を明確にすること。
- ③ 受託者は、どのように業務を分担し、それに応じ、どのように運営管理を図るのかを明確にし、委託者の承認を得た上で、自らの責任において、委託事業のうち、電話による納付督促及び文書の発送、データの入力に関する業務を他の者に再委託することができるものとする。
- ④ 納付督促を行う場合には、あらかじめ当該業務に従事する者の氏名及び住所を登録することとし、戸別訪問、説明会等の直接未納者と面談する手法をとる場合には、登録者に対して社会保険事務局長が交付する「納付督促員証明書（仮称）」を携行しなければならないこととする。
- ⑤ 受託者が保険料収納の委託を受ける場合には、保険料納付受託証書を発行することとする。
- ⑥ 戸別訪問、説明会等、未納者の個人情報を携行する必要がある場合には、現在、社会保険事務所において収納業務に従事する国民年金推進員が所持している金銭登録機を使用し、又は受託者が用意するこれと同等の情報端末を利用することとし、紙媒体等による未納者に関する個人情報の携行は禁止する。
- ⑦ 本事業に関連して、受託者が未納者に接触した際に、同時に委託事業以外の他の事業活動を行ってはならないこと。
- ⑧ 事業終了時には、提供した個人情報及び受託事業者が受託事業に伴い取得した個人情報について、社会保険庁に報告する情報を除きすべて消去し、又は確実な方法により廃棄すること。
- ⑨ 受託者は、当該事業が適正かつ円滑に実施できるよう、社会保険庁と連携を図ることとする。

6 モニタリング等

- (1) 受託者は、毎月初旬に前月の事業状況及び当月の事業予定を社会保険庁に報告する。社会保険庁は報告を受けた後、速やかに当該報告を規制改革・民間開放推進会議に提出するとともに、当該前月の事業状況を公開する。なお、報告書の様

式等については、落札後速やかに、社会保険庁と受託者との間で協議の上決定する。

- (2) 実績評価に当たっては、要求水準に掲げる納付月数及び新規口座振替獲得者数のほか、納付率、督促手法ごとの効果(電話による督促であれば接触率や納付約束率)、及び事業の実施に要したコストをその指標とし、他の社会保険事務所の実績と比較のうえ検証する。
- (3) 規制改革・民間開放推進会議は、必要に応じ、受託者から意見を聴取することができるものとする。

総 合 評 価 基 準

本総合評価基準は、「国民年金保険料の収納事業委託業務」の仕様書に基づいて定めたものであり、評価に当たっては以下により行う。

別紙「総合評価基準表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点を付与する。

また、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

必須評価項目について、更に有効な提案が行われた場合、及び、必須評価項目以外の項目について、評価の観点から有効な提案が行われた場合は、加点基準に基づいて評価を行い「加点」する。

【加点基準】

企画書に記述があるもののうち、企画書で示された各評価項目の記述内容について、以下のような観点から総合的に評価を行い、評価結果が高位なものから順に、A、B、Cの3段階評価を行う。

- ① 本事業の目的・背景等が正しく理解され、企画提案内容に具体的に反映されている。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなどして説得力を有する。
- ③ 各評価項目に対する評価観点の具体的項目を満たしている。

【評価ルール】

総合評価基準表で示す各評価項目をその重要度に応じ3つの評価区分（最重要、重要、普通）に区分し、企画提案内容の優劣について「加点基準」に基づき基本的には相対的評価を行うことにより付与する。なお、特に優秀な企画提案内容がある場合は、下位の企画提案内容について加点しない場合がある。

【採点方式】

得点配分は800点とする。

- ① 基礎点は400点とする。
- ② 加点の合計は400点とする。

各評価項目に関する「最重要」、「重要」、「普通」の区分に応じ、加点基準に基づいた3段階の評価（A、B、C）に応じ、以下のとおり加点する。

	最重要	重要	普通
A (相対的に優位)	60点	40点	20点
B (標準)	30点	20点	10点
C (相対的に劣位)	15点	10点	5点

総合評価基準表（平成18年度版）

別紙

項 目	評価区分		必須評価事項に係る最低限の要求要件 加 点 に 係 る 評 価 観 点
業務（施策の内容等）			
未納者に対する国民年金保険料の納付督促業務			
実施する施策の内容	必 須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未納者に対する納付督促業務について、実行可能性があると評価できる施策が企画提案されていること。 ・ 未納者を効果的に自主納付者へと転換させるための施策が具体的に示されていること。 ・ 未納者の属性及び地域の実情、特性等を的確に把握したうえで、各セグメントに応じた適切かつ効果的な施策が実行可能であると評価できること。 ・ 未納者に対する制度への理解及び自主納付意欲の向上を図るための措置が具体的に示されていること。
	加 点	最 重 要	
スケジュール及び実施体制	必 須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案された施策について、適切なスケジュールが示されていること。 ・ 企画提案された施策を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。
	加 点	重 要	
事業（達成）目標	必 須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定業務量に応じた、適切な事業（達成）目標が設定されていること。
	加 点	重 要	
口座振替納付の勧奨業務			
実施する施策の内容	必 須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替納付の勧奨業務について、実行可能性があると評価できる施策が企画提案されていること。 ・ 勧奨業務を行うための効果的施策が具体的に示されていること。 ・ 口座振替納付に結びつくために、適切かつ効果的であると評価できる措置が講じられていること。
	加 点	最 重 要	
スケジュール及び実施体制	必 須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案された施策について、適切なスケジュールが示されていること。 ・ 企画提案された施策を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。
	加 点	重 要	
事業（達成）目標	必 須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定業務量に応じた、適切な事業（達成）目標が設定されていること。
	加 点	重 要	

総合評価基準表（2 / 2）

項 目	評価区分		必須評価事項に係る最低限の要求要件 加 点 に 係 る 評 価 観 点
事業報告書の作成業務			
本事業の受託終了後、事業実施（実績）報告として、どのような事項、数値等を報告することが可能であるか。	必 須	—	・ 本事業の趣旨を適切に把握したうえで、委託者に報告すべき事項、数値等が示されていること。
	加 点	普 通	・ 効率的に事業実施結果（実績）や未納者の督励事跡が把握できる報告様式が具体的に示されていること。
施策全体の構成			
アピールポイント			
本事業を受託するに当たっての基本的考え方はどのようなものか。	必 須	—	・ 本事業の趣旨を適切に把握したうえで、基本的考え方が示されていること。
コスト削減を図るため、どのような措置を講じるのか。	加 点	普 通	・ コスト削減を図るために、適切かつ効果的であると評価できる措置が講じられていること。
実施体制			
本事業全体を実施するため、事業者としてどのような組織体制を整備するのか。	必 須	—	・ 本事業全体を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。 ・ 国民年金制度に関して深い知識、経験を有する担当者を置き、必要な際に直ちに支援できる体制が整備されていること、または、整備できることが示されていること。
	加 点	普 通	・ 従業員に対する指揮監督の体制（命令系統）等、研修体制・内容が具体的に示されていること。 ・ 過去に本事業における施策の全部または一部に有効である（ノウハウが活用できる）と考えられる業務に携わったことがあること。
事業者として、どのように運営管理（個人情報取扱い、秘密の保持等）、進行管理（苦情処理等）を図るのか。	必 須	—	・ 適切な運営管理、進行管理を図るための措置が示されていること。
	加 点	最重要	・ 情報管理・保護のため、及び、未納者等とのトラブル発生防止のための具体的な措置が示されていること。 ・ 万一、情報漏洩や未納者等とのトラブルが発生した場合の具体的な対応マニュアル等が示されていること。
本事業の一部を他の事業者にも再委託する場合には、どのように業務を分担し、それに伴い、どのように運営管理を図るのか。	—	—	・ 評価（必須、加点）の対象としません。
面談による納付督励を実施する事業者にあつては、被保険者から納付受託の申し出を受けた際受託保険料（現金）の盗難・亡失を未然に防止するとともに、適切に管理の上、国庫に納付するため、どのような措置を講じるのか。	必 須	—	・ 評価（加点）の対象としません。

委託費の支給方法にかかる基本的な考え方について

[前提]

- (1) 今回の市場化テスト(モデル事業)は、従来、社会保険庁が実施していた国民年金保険料収納業務のうち、免除対象者の選定業務や滞納処分における財産差押の決定・執行等引き続き社会保険庁が行う一部の業務を除き、包括的に委託するものです。
- (2) 国民年金保険料の納付督促業務をはじめとする委託対象事業の具体的な方法(施策)については、民間事業者の創意工夫やノウハウにより、自ら企画提案する施策によることとしています。
- (3) 委託費については、①事業期間中において当該社会保険事務所管内の被保険者から収納した保険料の納付月数(滞納処分によって納付されたものを除く。)及び②事業者が勧奨の上獲得した新規口座振替者数に基づき支給します。
- (4) 上記(3)の①における納付月数が要求水準を上回った場合に支給する委託費及び上記(3)の②に係る委託費の金額(以下「成功報酬」という。)は、仕様書において示す金額とします。
- (5) 委託費については、事業者からの請求に基づき支給します。

[基本的な考え方]

- (1) 上記前提を踏まえ、事業者は、毎月事業終了後、翌月10日までに事業報告書(当該月に実施した納付督促の事跡や納付受託の記録等を記載)を取りまとめ、委託者に提出するとともに委託費の請求を行うことを原則とします。
- (2) 事業開始後毎翌月に支給する委託費の金額は、基本額を12で除した金額を四捨五入した額とし、最終月分の支払時に円単位の端数を調整した額を支給します。
- (3) さらに、当該事業期間中に収納した納付月数及び事業者が勧奨の上獲得した新規口座振替者数が各々要求水準を超過した場合は、当該実績値が確定後速やかに成功報酬を支給します。
- (4) 一方、当該事業期間中に収納した納付月数が要求水準に満たなかった場合は、当該実績値が確定後速やかに支給済基本額との差額を返納いただくこととなります。

国民年金保険料収納業務の市場化テストにかかる委託費のイメージ

<委託費の構成>

基本額(a) + 成功報酬額(b) + 成功報酬額(c)

<基本額(a)>

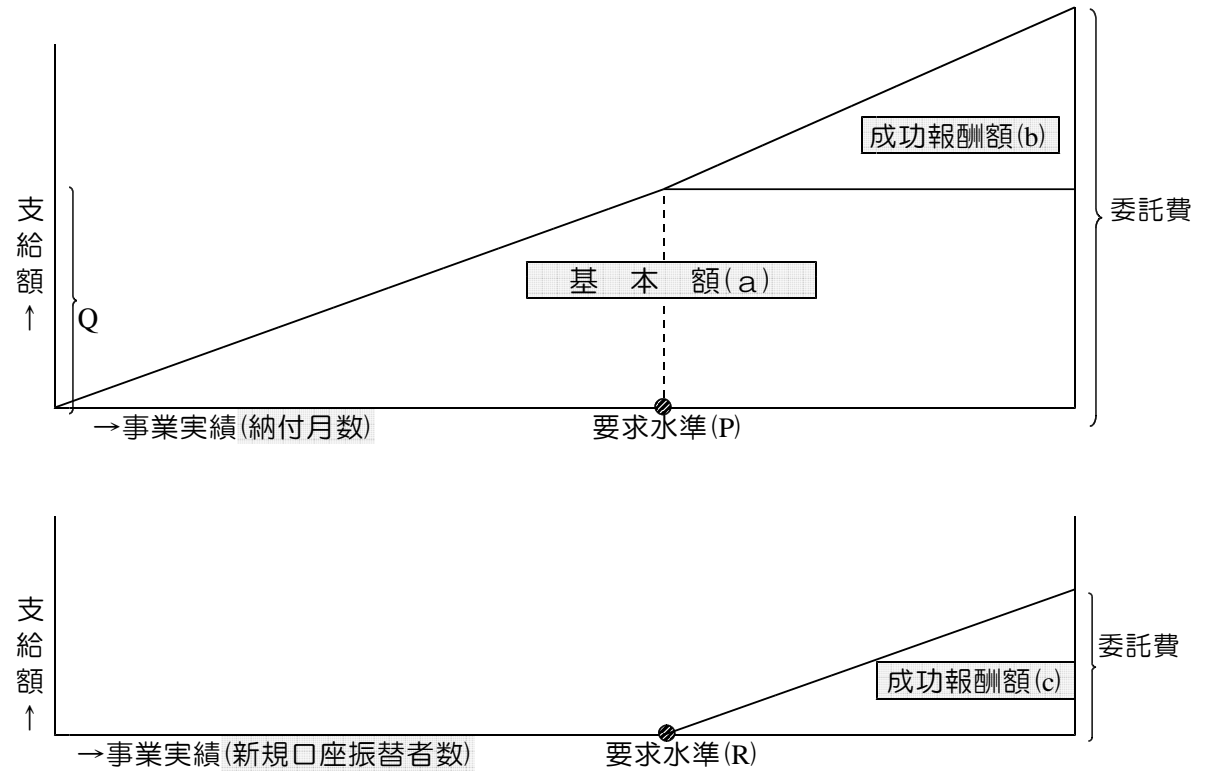
事業期間中に収納した納付月数に応じて支給
収納月数が要求水準に示す納付月数に到達した
場合は満額を支給

<成功報酬額(b)>

事業期間中に収納した納付月数が要求水準に
示す納付月数を超過した場合、その超過月数
に応じて支給

<成功報酬額(c)>

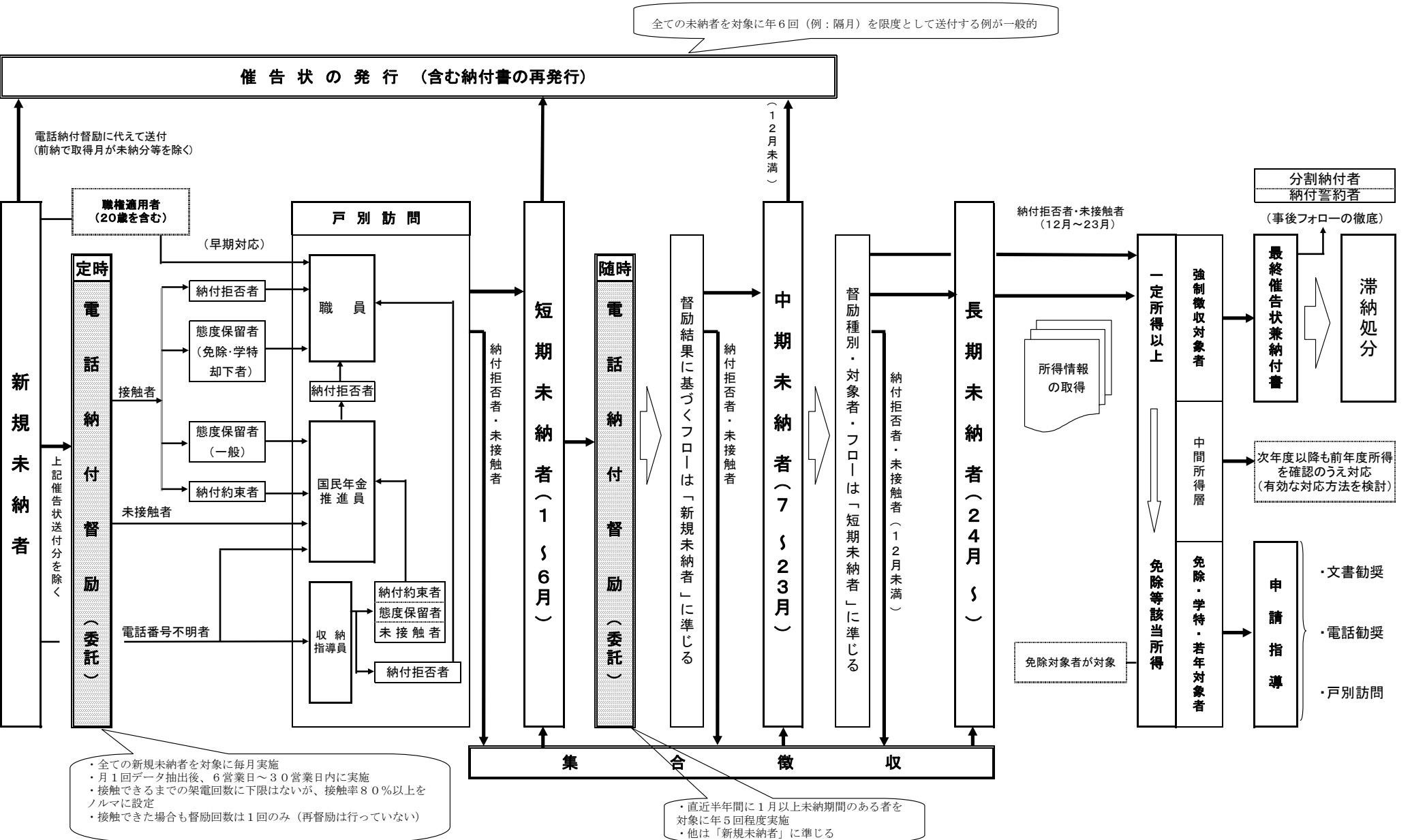
事業期間中に事業者が勧奨の上獲得した新規
口座振替者数が、要求水準に示す口座振替者
数を超過した場合、その超過者数に応じて支給



$$\begin{aligned}
 \text{委託費支給額} &= \frac{\text{収納納付月数(事業実績)}}{\text{要求水準に定める納付月数(P)}} \times Q + (x) \times (\text{実績納付月数} - \text{要求水準納付月数(P)}) + (y) \times (\text{実績口座振替獲得者数} - \text{要求水準口座振替者数(R)}) \\
 &\quad \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{基本額(a)}} \quad \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{成績報酬額(b)(納付月数)}} \quad \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{成績報酬額(c)(口座振替者数)}}
 \end{aligned}$$

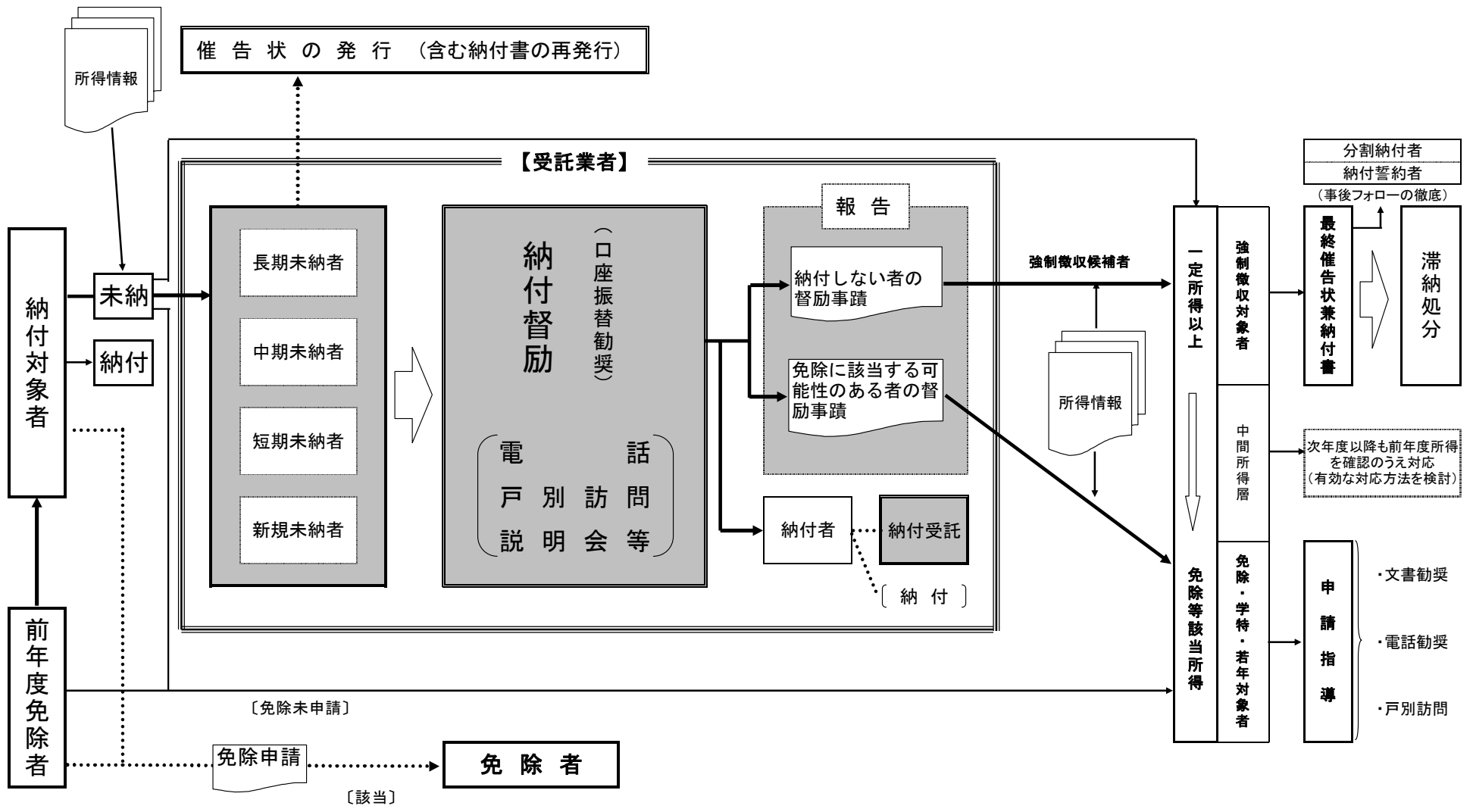
- * 総合評価落札方式にて入札に付す。契約にあたっては、総価契約とする。
- * 要求水準P及びRについては、「市場化テストの実施に関する方針」において各社会保険事務所毎に公表する。
- * 成功報酬算出の基礎係数(x、y)については、あらかじめ社会保険庁が設定し入札仕様書において示す。

(参考1) 国民年金保険料収納事業の業務フロー(現行)



例示

市場化テスト対象事務所 納付督促フローチャート（流れ図）



所得情報

催告状の発行（含む納付書の再発行）

【受託業者】

- 長期未納者
- 中期未納者
- 短期未納者
- 新規未納者

納付督促
(口座振替勧奨)
電話訪問等

報告
納付しない者の督促事蹟
免除に該当する可能性のある者の督促事蹟

強制徴収候補者

所得情報

- 一定所得以上
- 強制徴収対象者
- 中間所得層
- 免除等該当所得

分割納付者
納付誓約者
(事後フォローの徹底)

最終催告状兼納付書
滞納処分

次年度以降も前年度所得を確認のうえ対応
(有効な対応方法を検討)

- 申請指導
 - 文書勧奨
 - 電話勧奨
 - 戸別訪問

納付対象者

未納
納付

前年度免除者

[免除未申請]

免除申請

[該当]

免除者

納付者
納付受託
[納付]

実施の際の留意すべき現行法規制

1 国民年金法

納付委託制度

国民年金法第92条の3の規定に基づき、被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するものは、保険料の納付事務を行うことができる。

社会保険庁長官が指定する者として、金融機関（日銀歳入代理店ではないもの）、国民年金事務組合、コンビニエンスストア、国民年金保険料の納付を勧奨する業務に係る委託事業の落札者等が規定されている。

被保険者が保険料の納付のために金銭を納付受託者に交付した場合には、納付受託者は、その限度において、政府に対し保険料を納付する責任を負う。

納付受託者が納付事務を確実に履行することを担保するため、帳簿の備え付け義務、報告義務及び立入検査に係る規定等が設けられている。

2 弁護士法

(1) 弁護士法第72条

弁護士法第72条においては、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で・・・その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」とされている。

ここで、「法律事件」とは、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は新たな権利義務関係の発生する案件をいうものと解されており、また、「その他の法律事務」とは、一般的に法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は新たな権利義務関係の発生する案件について、法律上の効果を発生、変更する事項の処理をいうものと解されている。

(2) 納付督促の範囲

委託の対象となる納付督促業務は、国民年金法に基づく権利義務関係である保険料の納付義務を有する被保険者であって納期限までに保険料を納付していないものに対し、その未納の状況を本人に知らせるとともに、公的年金制度の説明等により納付への理解を促し、納付の勧奨を行うものである。

今回の委託事業は、現行法の範囲内で行うものであり、受託者は、弁護士法第72条に抵触しない範囲で業務を行うこととし、未納者に接触した際に、年金制度の説明を行った上で、納付を拒絶（一部の拒絶を含む）する意向を明らかにした場合には、その後の納付の勧奨を行わないものとする。この場合、納付拒絶の事実とその理由を納付督促の事蹟として報告に記載し、社会保険庁に引き継ぐものとする。

なお、弁護士又は弁護士法人が行う場合には、当然弁護士法第72条の問題は生じないものである。

【関係条文】

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

一 国民年金基金又は国民年金基金連合会

二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの

2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 社会保険庁長官は、第一項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。

5 社会保険庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を社会保険庁長官に報告しなければならない。

3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。

4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。

5 この法律の規定により政府が延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付受託者の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、納付受託者は、政府に対して当該延滞金の納付の責めに任ずるものとする。

6 政府は、第一項又は前項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 社会保険庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 3 社会保険庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十二条の六 社会保険庁長官は、第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第九十二条の三第一項第二号に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。
 - 二 第九十二条の四第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
 - 四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 2 社会保険庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）

（納付受託者の指定要件）

第六条の十四 法第九十二条の三第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 納付受託者（法第九十二条の四第一項に規定する納付受託者をいう。）として納付事務（法第九十二条の三第一項に規定する納付事務をいう。）を行うことが保険料の徴収の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められること。
- 二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

○ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）

（令第六条の十四第二号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第七十二条 令第六条の十四第二号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のいずれかに掲げる者であること又は国民年金の保険料若しくは公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金をいう。）に関する事務処理の実績を有する者その他納付事務を適正かつ確実に遂行するための措置が講じられているかどうかについて総合的に判定する方法により、当該措置が特に優れていると認められる者（国の委託を受けて国民年金の保険料の納付を勧奨する業務を行う者に限る）であることとする。

- 一 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）に規定する信用金庫又は信用金庫連合会
- 二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号に規定する事業を行うものに限る）。

三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）に規定する漁業協同組合（同法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に規定する信用協同組合又は同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）に規定する労働金庫又は労働金庫連合会（納付受託希望の申出）

第七十二条の二 法第九十二条の三第一項第二号に規定する社会保険庁長官の指定を受けようとする者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を記載した申出書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、定款、商業登記簿の謄本並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書（法人でない者にあつては、資産又は納税に関する証明書）又はこれらに準ずるものを添えなければならない。ただし、社会保険庁長官が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち法第九十二条の三第一項第二号に規定する措置を執るための用に供するものの内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りではない。

（納付受託者の名称等の変更の申出）

第七十二条の三 法第九十二条の三第三項の規定により、社会保険庁長官の指定を受けた者が、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した申出書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

（納付受託による納付の方法）

第七十二条の四 被保険者は、法第九十二条の四第一項に規定する納付受託者（以下「納付受託者」という。）に保険料の納付を委託するときは、令第六条の十三の規定により社会保険庁長官が交付する納付書を添えて行わなければならない。

2 納付受託者は、被保険者から納付の委託を受けたときは、当該被保険者に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 納付受託者の名称及び当該納付受託者が納付の委託を受けた旨
- 二 納付を委託した被保険者の氏名及び住所並びに基礎年金番号
- 三 納付を委託された保険料の額及び当該保険料に係る期間
- 四 納付を委託された年月日

（納付受託者による保険料の納付）

第七十二条の五 納付受託者は、法第九十二条の四第一項の規定により保険料を納付しようとするときは、国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十五号。以下「納付手続特例省令」という。）別紙第一号書式により納付しなければならない。

（納付受託者の報告）

第七十二条の六 法第九十二条の四第二項に規定する報告は、次に掲げる事項を記載した書面に、様式第五号の集計表及び様式第六号の集計表並びに日本銀行の領収証書の写しを添えて、これを社会

保険庁長官に送付することにより行わなければならない。

- 一 納付受託者の名称
- 二 納付を委託した被保険者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号
- 三 納付を委託された保険料の額及び当該保険料に係る期間
- 四 納付を委託された年月日

(国民年金保険料納付受託記録簿の記載事項)

第七十二条の七 法第九十二条の五第一項の規定により、納付受託者が備え付けなければならない帳簿は、国民年金保険料納付受託記録簿(様式第七号)とする。

2 納付受託者は、前項の帳簿を、その完結の日から三年間保存しなければならない。

(指定取消の通知)

第七十二条の八 社会保険庁長官は、法第九十二条の六第一項の規定による指定の取消をしたときは、文書で、その旨及び取消の理由を納付受託者に通知しなければならない。

○ 弁護士法(昭和二十四年六月十日法律第二百五号)

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)

第七十三条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

(非弁護士との提携等の罪)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条(第三十条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第二十八条(第三十条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第七十二条の規定に違反した者
- 四 第七十三条の規定に違反した者

(参考3)

対象社会保険事務所における事業実績等について

【基本情報】

〈被保険者情報：平成16年度末〉

(人)

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)	
第一号被保険者数	117,107	133,859	75,512	68,973	77,888	
口座振替加入者数	27,378	32,940	22,458	12,292	22,295	
免除者	全額免除者	24,345	13,693	11,759	13,760	12,071
	半額免除者	5,460	1,523	1,857	1,834	1,341
	小計	29,805	15,216	13,616	15,594	13,412
学生納付特例者	6,311	6,804	3,872	3,466	6,455	
未納者	新規未納者	4,876	6,285	3,423	2,793	4,103
	短期未納者	12,368	12,353	7,407	6,739	9,116
	中期未納者	24,364	23,701	15,476	13,430	17,189
	長期未納者	17,003	34,237	14,168	17,627	14,403
	小計	58,611	76,576	40,474	40,589	44,811
任意加入被保険者	751	2,558	842	1,236	1,130	

(注1) 未納者欄の区分は、未納期間による。区分毎の未納期間は、短期未納者が2～6月、中期未納者が7～23月、長期未納者が24月以上となっている。(未納月数別未納者数の詳細は下記参考に記載)

(注2) 本表は、口座振替未加入の完納者が含まれていないほか、口座振替加入者数と半額免除者の数値に重複がある等の理由から、第一号被保険者数と同内各欄の合計とは一致しない。

(参考：過去5年間の第一号被保険者数の推移)

(人)

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
平成12年度末	114,085	138,873	74,051	72,080	73,378
平成13年度末	116,860	137,583	75,654	73,624	76,266
平成14年度末	117,708	137,459	76,531	70,970	77,032
平成15年度末	117,944	136,245	76,701	70,319	77,421
平成16年度末	117,107	133,859	75,512	68,973	77,888

(参考：未納月数別の未納者数：平成17年4月15日現在)

(人)

未納月数	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
1月	4,876	6,285	3,423	2,793	4,103
2月	3,244	3,678	2,138	1,752	2,537
3月	2,541	2,704	1,535	1,473	2,028
4月	3,181	2,412	1,541	1,442	1,843
5月	1,656	1,865	1,145	1,065	1,386
6月	1,746	1,694	1,048	1,007	1,322
7月	1,977	1,606	1,027	877	1,207
8月	2,711	1,885	1,280	1,400	1,403
9月	1,502	1,396	882	756	1,147
10月	1,252	1,395	942	788	1,128
11月	1,787	2,074	1,251	1,202	1,483
12月	1,971	1,642	1,130	1,065	1,526

未納月数	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
1 4 月	1,186	1,275	729	651	822
1 5 月	1,248	1,108	657	646	857
1 6 月	3,065	1,256	1,691	738	1,157
1 7 月	762	1,024	647	557	693
1 8 月	711	990	620	518	686
1 9 月	641	1,010	602	510	607
2 0 月	1,523	1,691	1,230	1,028	1,243
2 1 月	676	887	561	515	530
2 2 月	693	1,062	521	504	629
2 3 月	1,196	1,723	828	788	906
2 4 月以上	17,003	34,237	14,168	17,627	14,403
合 計	58,611	76,576	40,474	40,589	44,811

(参考：過去5年間の免除対象者数の推移) (人)

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
平成12年度末	36,567	24,076	16,503	12,801	18,607
平成13年度末	37,830	21,956	17,342	14,195	18,181
平成14年度末	20,103	14,346	11,353	13,362	11,405
平成15年度末	23,271	13,092	11,244	13,038	11,424
平成16年度末	25,345	13,693	11,759	13,760	12,071

【事業実績】

〈納付率：現年度分〉

(%)

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
平成14年度	56.6	53.9	57.6	44.6	55.3
平成15年度	60.3	53.8	58.1	45.9	55.6
平成16年度	62.0	54.0	59.1	46.5	55.4

(注) 納付率(%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

*納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数及び学生納付特例月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数である。

(参考：現年度分納付月数の推移)

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
平成14年度					
納付月数	663,288	758,181	436,970	308,642	414,473
納付対象月数	1,172,397	1,406,051	758,164	692,546	748,835
平成15年度					
納付月数	643,040	749,916	437,052	299,987	408,452
納付対象月数	1,065,962	1,392,755	752,062	654,008	734,617
平成16年度					
納付月数	595,172	723,959	424,596	291,506	402,701
納付対象月数	959,499	1,340,417	718,227	627,342	726,320

(参考：過年度分納付月数の推移)

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
平成14年度	26,345	52,761	18,273	25,060	20,824
平成15年度	37,889	73,014	31,561	34,679	33,427
平成16年度	39,439	77,664	33,311	36,818	39,010

<口座振替率>

(%)

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
平成14年度	29.3	28.1	34.4	22.1	34.8
平成15年度	31.0	28.2	34.3	22.4	35.1
平成16年度	31.4	28.4	37.0	23.2	36.9

$$\text{口座振替率} = \frac{\text{口座振替加入者数}}{(\text{第1号被保険者} + \text{任意加入被保険者}) - \text{全額免除者} - \text{学生納付特例者}} \times 100$$

<口座振替促進実施状況：平成16年度>

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
新規獲得座振替者数	300	98	149	27	493

<納付督促状況：平成16年度>

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)	
催告状発送件数	248,063	311,522	110,070	186,492	40,615	
電話督促	委託	16,935	14,172	22,030	7,346	14,005
	収納指導員	2,926	0	0	0	0
	職員	12,033	0	2,616	2,367	16,373
励	合計	31,894	14,172	24,646	9,713	30,375
戸別訪問	国年推進員	70,505	90,955	32,955	11,708	49,914
	収納指導員	2,795	0	0	1,031	131
	職員	14,557	946	2,408	2,947	4,445
問	合計	87,857	91,901	35,363	15,686	54,490
集合徴収案内件数	56,782	131,881	76,272	41,783	125,193	

(参考：督促手法別の効果率等試算値……平成16年4月～12月期の全事務局平均値)

催告状	①送付件数	22,431,514件
	②収納月数	3,325,946月
	効果率(②÷①)	14.83%
電話督促 (委託)	①実施件数	2,720,061件
	②接触件数	1,939,355件
	③収納件数	600,633件
	接触率(②÷①)	71.30%
	効果率(③÷②)	30.97%

戸別訪問 (推進員)	①訪問件数	7,338,457件
	②面談月数	3,881,605件
	③収納件数	624,296件
	④収納月数	1,009,970月
	面談率(②÷①)	52.89%
	効果率(③÷②)	16.08%
集合徴収	①送付件数	11,030,820件
	②来場件数	106,938件
	③収納件数	59,477件
	来場率(②÷①)	0.97%
	効果率(③÷②)	55.62%

*効果率……平成16年4月から16年2月に実施した個々の納付督促の実施日直後の「収納件数」実績をその督促効果とみなして試算

〈納付督促体制：平成16年度〉

(人)

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
職員(収納業務関与)	17	11	8	11	10
国民年金推進員数	13	14	9	8	12
収納指導員数	2	2	1	4	2

*職員については収納業務専任者がいないため、収納業務に関与した兼任職員の数を全て計上した。

〈強制徴収実施状況等〉

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
平成16年度					
最終催告状	130	151	120	80	130
督促状	28	67	2	0	8
差押え	1	2	0	0	0
収納月数	307	405	1,063	388	346
平成17年度					
最終催告状(予定)	対象件数を大幅(平成16年度実績の10倍程度)に拡大する予定				

(参考：事業目標)

	弘前(青森県)	足立(東京都)	熱田(愛知県)	平野(大阪府)	宮崎(宮崎県)
17年度目標納付率	67.4%	59.1%	64.4%	54.4%	67.6%

要 求 水 準 の 算 出 方 法

弘前社会保険事務所

納付月数	納付月数（16年度）		
	①	（現年度分）	595,172 月
	②	（過年度分）	38,209 月
	③	①+②	633,381 月
	納付月数伸び率（弘前事務所を除く県計の推移）		
	④	16年度（過年度含む）	1,106,284 月
	⑤	17年度（過年度含む）	1,081,312 月
	⑥	伸び率（⑤÷④）	0.977
	18年度納付月数推計		
	⑦	③×⑥×⑥	604,581 月
強制徴収納付月数			
⑧	18年度実施分	10,336 月	
要求水準		⑦－⑧ = 594,245 月	
新規口座振替 獲得者数	口座振替獲得数		
	⑨	16年度	300 件
	口座振替伸び率（弘前事務所を除く県計の推移）		
	⑩	16年度	204 件
	⑪	17年度	651 件
	⑫	伸び率（⑪÷⑩）	3.191
要求水準		⑨×⑫ = 957 件	

（参考）前回実施分

要求水準（納付月数）

570,953 月

要求水準（納付月数）

270 件

要 求 水 準 の 算 出 方 法

足立社会保険事務所

納付月数	納付月数（16年度）		
	①	（現年度分）	723,959 月
	②	（過年度分）	77,664 月
	③	①+②	801,623 月
	納付月数伸び率（足立事務所を除く都計の推移）		
	④	16年度（過年度含む）	14,163,517 月
	⑤	17年度（過年度含む）	15,025,438 月
	⑥	伸び率（⑤÷④）	1.061
	18年度納付月数推計		
	⑦	③×⑥×⑥	902,404 月
強制徴収納付月数			
⑧	18年度実施分	15,978 月	
要求水準		⑦-⑧	= 886,426 月
新規口座振替 獲得者数	口座振替獲得数		
	⑨	16年度	98 件
	口座振替伸び率（足立事務所を除く都計の推移）		
	⑩	16年度	1,872 件
	⑪	17年度	6,931 件
	⑫	伸び率（⑪÷⑩）	3.702
要求水準		⑨×⑫	= 363 件

（参考）前回実施分

要求水準（納付月数）

771,109 月

要求水準（口座獲得数）

94 件

要 求 水 準 の 算 出 調 書

熱田社会保険事務所

納付月数	納付月数（16年度）		
	①	（現年度分）	424,596 月
	②	（過年度分）	33,311 月
	③	①+②	457,907 月
	納付月数伸び率（熱田事務所を除く県計の推移）		
	④	16年度（過年度含む）	7,756,141 月
	⑤	17年度（過年度含む）	7,613,493 月
	⑥	伸び率（⑤÷④）	0.982
	18年度納付月数推計		
	⑦	③×⑥×⑥	441,571 月
強制徴収納付月数			
⑧	18年度実施分	10,716 月	
要求水準		⑦-⑧	= 430,855 月
新規口座振替 獲得者数	口座振替獲得数		
	⑨	16年度	149 件
	口座振替伸び率（熱田事務所を除く県計の推移）		
	⑩	16年度	1,142 件
	⑪	17年度	2,838 件
	⑫	伸び率（⑪÷⑩）	2.485
	要求水準		⑨×⑫

（参考）前回実施分

要求水準（納付月数）

436,291 月

要求水準（納付月数）

142 件

要 求 水 準 の 算 出 方 法

大阪社会保険事務局平野事務所

納付月数	納付月数（16年度）		
	①	（現年度分）	291,506 月
	②	（過年度分）	36,818 月
	③	①+②	328,324 月
	納付月数伸び率（平野事務所を除く県計の推移）		
	④	16年度（過年度含む）	8,611,623 月
	⑤	17年度（過年度含む）	8,383,721 月
	⑥	伸び率（⑤÷④）	0.974
	18年度納付月数推計		
	⑦	③×⑥×⑥	311,473 月
強制徴収納付月数			
⑧	18年度実施分	4,821 月	
要求水準		⑦-⑧	= 306,652 月
新規口座振替 獲得者数	口座振替獲得数		
	⑨	16年度	27 件
	口座振替伸び率（平野事務所を除く県計の推移）		
	⑩	16年度	1,506 件
	⑪	17年度	2,993 件
	⑫	伸び率（⑪÷⑩）	1.987
	要求水準		⑨×⑫

（参考）前回実施分

要求水準（納付月数）

314,565 月

要求水準（納付月数）

26 件

要 求 水 準 の 算 出 方 法

宮崎社会保険事務所

納付月数	納付月数（16年度）		
	①	（現年度分）	441,313 月
	②	（過年度分）	39,010 月
	③	①+②	480,323 月
	納付月数伸び率（宮崎事務所を除く県計の推移）		
	④	16年度（過年度含む）	744,741 月
	⑤	17年度（過年度含む）	737,636 月
	⑥	伸び率（⑤÷④）	0.990
	18年度納付月数推計		
	⑦	③×⑥×⑥	470,765 月
強制徴収納付月数			
⑧	18年度実施分	1,430 月	
要求水準		⑦－⑧	= 469,335 月
新規口座振替 獲得者数	口座振替獲得数		
	⑨	16年度	493 件
	口座振替伸び率（宮崎事務所を除く県計の推移）		
	⑩	16年度	448 件
	⑪	17年度	652 件
	⑫	伸び率（⑪÷⑩）	1.455
要求水準		⑨×⑫	= 717 件

（参考）前回実施分

要求水準（納付月数）	436,380 月
要求水準（口座獲得者数）	487 件

対象社会保険事務所における対象事業に要した費用等

◆弘前社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	8,375 (4,236)	3,545	45,149	57,069
平成16年度	11,007 (3,529)	4,917	59,788	75,712

◆足立社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	9,220 (1,603)	1,572	35,433	46,225
平成16年度	10,185 (1,882)	1,765	37,987	49,937

◆熱田社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	8,273 (4,113)	135	23,175	31,583
平成16年度	9,873 (4,705)	384	29,224	39,481

◆大阪社会保険事務局平野事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	5,576 (2,104)	2,842	33,295	41,713
平成16年度	4,050 (1,141)	3,199	35,366	42,615

◆宮崎社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	19,838 (3,235)	3,643	42,557	66,038
平成16年度	14,976 (1,851)	3,885	46,014	64,875

* 物件費は、電話督促、戸別訪問、集合徴収等の実施に要した印刷製本費、郵送料、会場借料、光熱費等
・物件費の()は、電話納付督促に要した経費の再掲

* 旅費は、職員や国民年金推進員の戸別訪問督促に要した旅費

* 人件費等は、職員、国民年金推進員、収納指導員、賃金職員の給与等

・国民年金推進員の給与体系(平成17年9月まで。17年10月よりさらに実績重視の体系とする予定)
勤務時間 1週間あたり30時間(土曜・日曜を含む午前8時から午後9時までの間)

月額 155,000円(夜間・休日の勤務時間が週の勤務時間の2分の1以下のときは146,000円)

期末給与 年間 1.6月 勤勉給与 年間 0.15月～0.30月